

情報通信審議会 情報通信技術分科会
IPネットワーク設備委員会 技術検討作業班（第27回）
議事要旨

1 日時

平成29年1月17日（火）10時00分～11時30分

2 場所

総務省11階 第3特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）作業班構成員

酒井 善則（主任）、内田 真人（主任代理）、雨堤 俊之、遠藤 晃、大澤 登、岡田 玉成、
金沢 誠、加納 大三、河合 栄治、高 敏雄、高橋 玲、高橋 徹、鳥丸 健一、
内藤 伸二、中村 信之、橋本 高志、船越 健志、本多 亮吾

（2）事務局（総合通信基盤局 電気通信事業部）

荻原 直彦（電気通信技術システム課長）、安藤 高明（安全・信頼性対策室長）、
杵浦 維勝（電気通信技術システム課課長補佐）、河合 直樹（電気通信技術システム課企画係長）

4 議事

（1）技術検討作業班における検討について

事務局より、資料27-1に基づき、技術検討作業班における検討について説明があった。主な質疑
応答等は次のとおり。

○輻輳対策の具体的な方法については法令等で規定していないのか。

→具体的な方法については規定していない。

（2）固定電話網のIP網への移行の概要について

日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社より、資料27-2に基
づき、固定電話網の移行概要と今後の通信ネットワークについて説明があった。

（3）IP網への移行後の技術基準の在り方について

事務局より、資料27-3に基づき、IP網への移行後の技術基準の在り方について説明があった。
主な質疑応答等は次のとおり。

○発信者番号偽装防止については、TCAの発信者番号偽装表示対策ガイドラインに基づいて事業者
が具体的な対策を講じているが、当該ガイドラインには事業者間のIP相互接続を想定した記載
がないため、その修正等が必要になると考える。

→TCA において検討を行って頂きたい。

○資料 27-3 P. 4 に記載の予備機器の設置については、設備の冗長構成により通信の疎通が確保できる場合には、必ずしも予備機器の設置を義務付ける必要はないのではないか。

→本作業班の中で検討を行って頂きたい。

○資料 27-3 P. 6 に記載の SIP サーバ等の複数の地域への分散設置については、特定地域に設置設備が集中している地域系事業者等にとっては難しいのではないか。

→複数の地域を具体的に規定することは想定しておらず、各事業者のサービスエリアに応じた対応を想定している。

○資料 27-3 P. 6 に記載のハザードマップ等の考慮については、事業者網から「繋ぐ機能 POI ビル」までの伝送路設備を他事業社から調達する場合、必ずしも当該伝送路設備の設置場所の開示を受けられるとは限らず、難しいのではないか。

→伝送路設備を調達する事業者が、調達に際して条件を付すことも考えられる。「繋ぐ機能 POI」が新たに設置されることになるが、大規模災害時に電気通信役務が停止することのないよう、事業用電気通信設備規則の規定の見直しを含めて議論頂きたい。

→事業者の規模やサービスエリアに応じて一律に考えられない部分が生じるかもしれないが、具体的に検討を進める必要がある。

○資料 27-3 P. 7 に記載の輻輳対策については、輻輳を全く発生させないような設備容量の確保には多大なコストを要するため、輻輳の発生を防ぐ方策を求めることとする方がよいのではないか。

→規定を設ける趣旨は電気通信役務が停止しないようにすることであるので、指摘の点も含めて、具体的な方法などについて議論を深めて頂きたい。

○資料 27-3 P. 12 に記載の検討課題③については、基本的に現行の基準を出発点として検討を進めるのがよいが、基準値は「電話を繋ぐ機能」と密接に関連しており、今後議論が必要になると考える。

→本作業班の中で検討を行って頂きたい。

○音声品質規定の在り方の検討に際しては、電気通信事業報告規則に基づき品質測定値の報告が求められることも踏まえ、報告のための品質測定方法についても検討が必要である。

→品質測定方法について作業班での議論で一定程度方向性を示し、TTC において詳細な検討を行って頂いた上で、TTC 標準に則り測定した品質測定値を報告頂くことを想定している。

○資料 27-3 P. 12 に記載の責任分界点とは何を指すのか。

→本記述での責任分界点は音声品質を規定する上での分界点を指しており、事業用電気通信設備

規則に定める分界点とは必ずしも一致しないものである。

(4) 検討の進め方について

事務局より、資料 27-4 に基づき、検討の進め方について説明があり、技術検討作業班における今後の検討課題について、平成 29 年 2 月 1 日（水）まで構成員から意見を募集することとなった。

(5) その他

事務局より、今後のスケジュールについて説明があり、次回の技術検討作業班（第 28 回）を平成 29 年 2 月 14 日（火）10 時から開催予定である旨が報告された。

以上